第８　（略）
第９　移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定
１　制限区域等の設定
⑴　高病原性鳥インフルエンザの場合
①　移動制限区域（法第32条）
ア　都道府県は、第５の２により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径３㎞以内の区域について、家きん等（４に掲げるものをいう。以下本項、②及び５の⑼において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第５の２の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
なお、非商用農場（飼養羽数が100羽未満（エミュー及びだちょうにあっては、10羽未満）の農場であって、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に、当該農場からの家きん等の移動がないことが第12の１の⑴の疫学調査により確認されたものをいう。以下同じ。）で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。
イ　（略）
②～④　（略）
⑵～⑸　（略）
２～５　（略）
第10・第11　（略）
第12　ウイルスの浸潤状況の確認等
１　（略）
２　制限区域等内の周辺農場の検査
⑴　発生状況確認検査
家畜防疫員は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを100羽以上飼養する農場（エミュー及びだちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）への立入り等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。
①・②　（略）
⑵～⑷　（略）
３～５　（略）
第13　緊急ワクチン（法第31条第１項）
１　現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれがある。

第８　（略）
第９　移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域の設定
１　制限区域等の設定
⑴　高病原性鳥インフルエンザの場合
①　移動制限区域（法第32条）
ア　都道府県は、第５の２により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径３㎞以内の区域について、家きん等（４に掲げるものをいう。以下本項、②及び５の⑼において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第５の２の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
なお、非商用農場（飼養羽数が100羽未満（だちょうにあっては、10羽未満）の農場であって、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に、当該農場からの家きん等の移動がないことが第12の１の⑴の疫学調査により確認されたものをいう。以下同じ。）で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができるものとする。
イ　（略）
②～④　（略）
⑵～⑸　（略）
２～５　（略）
第10・第11　（略）
第12　ウイルスの浸潤状況の確認等
１　（略）
２　制限区域等内の周辺農場の検査
⑴　発生状況確認検査
家畜防疫員は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）への立入り等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。
①・②　（略）
⑵～⑷　（略）
３～５　（略）
第13　緊急ワクチン（法第31条第１項）
１　現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまで